

仕様書

- 1 件名 令和8年度 津軽地域公共職業安定所ほか清掃業務等委託
- 2 契約期間 令和8年4月1日～令和9年3月31日
- 3 清掃場所 別添「作業一覧表」のとおり。
- 4 業務内容
- (1) 庁舎の日常清掃に関して、業務仕様書を遵守、実行するとともに、常に安全作業に徹し、清潔かつ美観を保つよう努めるものとする。
 - (2) 庁舎のねずみ・昆虫(アリを含む) 等調査業務を行う。
 - (3) 庁舎の空気環境測定業務を行う。
- 作業時間 別添「作業一覧表」のとおり。
- 作業範囲 別添「作業一覧表」のとおり。
- 業務仕様 別紙「業務仕様書」のとおり。
- その他 関係法令を遵守して作業を実施すること。
- 清掃作業の実施順序は、担当職員と協議のうえ決定し、執務に支障がないようにすること。
- 業務に使用する機械器具又は資材等はすべて受託者の負担とし、安全衛生に配慮したものとする。
- 電気料金及び水道料は発注者が負担する。
- 作業中は、整理整頓、節水及び節電等に努めること。
- 担当職員の軽微な依頼に応ずること。
- 清掃作業中に生じた器物破損等の損害賠償責任は、双方協議のうえ決定する。
- 契約締結後は作業員名簿を提出し、作業服にはネームプレート等をつけること。
- その他定めのない事案については、双方協議のうえ決定する。
- 委託料の請求は毎月とし、作業終了後の翌月払いとする。
- 契約期間中の最低賃金法による最低賃金の改定によって、当該委託業務の履行に支障が生じることのないように十分配慮すること。

作業一覧表

青森労働局

1 清掃業務

清掃場所	所在地	作業日時	勤務スケジュール	作業範囲 (㎡) ※詳細は別添「清掃概要一覧表」のとおり				
				延床面積	日常清掃	定期清掃 (1回/年)		定期清掃 (2回/年)
						床清掃	ガラス清掃 便器清掃 (男女、身体障害者用)	
弘前労働基準監督署	弘前市南富田町5-1	土・日・祝日及び年末年始（12月26日～1月3日）を除く毎日。	作業1名（8:30～10:30）	427	354.12	318.1	外側 96.94 内側 96.94	4か所
弘前公共職業安定所	弘前市南富田町5-1	土・日・祝日及び年末年始（12月26日～1月3日）を除く毎日。	作業2名（15:00～17:00）	1027	889.24	840.89	外側 189.52 内側 189.52	9か所
五所川原公共職業安定所	五所川原市敷島町37-6	土・日・祝日及び年末年始（12月26日～1月3日）を除く毎日。	作業2名（8:30～10:30）	789.45	727.01	671.2	外側 93.2 内側 93.2	11個 9か所
黒石公共職業安定所	黒石市緑町2-214	土・日・祝日及び年末年始（12月26日～1月3日）を除く毎日。	作業1名（8:30～11:30）	772	645.71	634.73	外側 148.92 内側 148.92	2か所

※「勤務スケジュール」について、過去の業務実績等より、当局で清掃に必要とする勤務人員を1～2名と想定したものであるが、2名以上の作業人員による実施でも差し支えないこと。

2 ねずみ・昆虫(アリを含む)等調査業務（駆除業務を除く。）

下記表の所属において、6か月以内ごとに1回調査業務を行う。
実施日は現地担当者と打ち合わせの上決定する。

3 空気環境測定業務

下記表の所属において、2か月以内ごとに1回調査業務を行う。

実施日は現地担当者と打ち合わせの上決定する。

測定内容は、一酸化炭素の含有率、二酸化炭素の含有率、室温、外気温及び相対湿度とする。

空気環境測定業務の報告書については、各所属長宛提出する。

所属	作業内容	測定ポイント
弘前労働基準監督署	ねずみ、昆虫(アリを含む)等調査	ねずみ：伝送機械室（1階） 計1ポイント 昆虫(アリを含む)：湯沸室（1階）、湯沸室（2階） 計2ポイント
	空気環境測定	会議室、廊下・ホール（以上1階）、事務室（2階）及び外気 計4ポイント
弘前公共職業安定所	ねずみ、昆虫(アリを含む)等調査	ねずみ：機械室（1階） 計1ポイント 昆虫(アリを含む)：湯沸室、湯沸室（1階） 計2ポイント
	空気環境測定	紹介・給付事務室、機械室（以上1階）、庶務課、選考兼会議室（以上2階）及び外気 計5ポイント
五所川原公共職業安定所	ねずみ、昆虫(アリを含む)等調査	ねずみ：機械室（1階） 計1ポイント 昆虫(アリを含む)：湯沸室（1階）、湯沸室（2階） 計2ポイント
	空気環境測定	紹介事務室及び待合室（1階）、庶務課、選考兼会議室（以上2階）及び外気 計4ポイント
黒石公共職業安定所	ねずみ、昆虫(アリを含む)等調査	ねずみ：機械室（2階） 計1ポイント 昆虫(アリを含む)：湯沸室（2階） 計1ポイント
	空気環境測定	小会議室（1階）、管理課、印刷室（以上2階）及び外気 計4ポイント

業 務 仕 様 書

日常清掃	清掃方法
屋外施設 (ポーチ・風除室 自販機コーナー 玄関・ゴミ置き場等)	<ul style="list-style-type: none"> ・床面を箒またはバキュームクリーナー等でダストを回収し、汚れに応じてモップで清水拭きをする。 ・灰皿の吸殻、ゴミ等を所定のゴミ置き場に収集する。 ・出入口ドア、ガラス窓を乾拭き又は清水拭きをする。 ・備品、什器、窓台を、適宜、乾拭きしほこりを除去する。
階段・廊下・ホール	<ul style="list-style-type: none"> ・床面を箒またはバキュームクリーナー等でダストを回収し、汚れに応じてモップで清水拭きをする。 ・手すり、巾木等を乾拭き又は清水拭きをする。
トイレ・湯沸室	<ul style="list-style-type: none"> ・床面を掃き、モップ・ブラシ等で清水拭きをする。 ・流し台、衛生陶器等を洗浄し、清水拭きをする。 ・ベビーチェア、ユニバーサルベッド等のダストを回収し、乾拭き又は清水拭きをする。 ・扉、間仕切り等は手の届く範囲で清水拭きをする。 汚れが酷い場合及びカビが発生している場合は専用洗剤を用い、適切な方法により洗浄を行う。 ・トイレットペーパー、手洗い用石鹼はあらかじめ支給を受けて不足しないよう適宜補充をする。 ・故障、破損箇所を発見したときは、直ちに庁舎管理者へ連絡する。 (ゴミ処理) <ul style="list-style-type: none"> ・紙くず、茶殻、空き缶、ペットボトル、汚物等を各容器にまとめ、所定のゴミ置き場に収集する。
各種室内 (事務室・印刷室・相談室 休憩室・ロッカー室 会議室・ 管理事務室 所長室等)	<ul style="list-style-type: none"> ・床面は箒またはバキュームクリーナー等でダストを回収し、汚れに応じてモップ等で水拭きをする。 ・くず入れ内のゴミを回収する。

定期清掃	清掃方法
床清掃	<p>(弾性床)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・清掃前に移動可能なものは移動し、床面に応じて除塵、シミ除去等を行う。 ・床面に適した専用洗剤を用い、ポリッシャー洗浄等適正な方法により洗浄を行う。 ・洗浄後、床面に応じて汚水回収、水拭きを行い、乾燥後、床面に適したワックスを塗布する。ワックスは2度がけとする。 <p>(じゅうたん・カーペットタイル他)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・清掃前に移動可能なものは移動の上、真空掃除機かけを行った後、セミドライ方式により洗浄する。
ガラス清掃	<ul style="list-style-type: none"> ・専用洗剤で洗浄後、スクイジー仕上げ清掃を行う。 ・窓枠、フレーム等は乾拭き又は清水拭きとする。
便器清掃（男女、身体障害者用）（五所川原公共職業安定所のみ）	<ul style="list-style-type: none"> ・トイレ便器の黄ばみ、こびりついた汚れを落とす。
屋上ドレン清掃	<ul style="list-style-type: none"> ・屋上ドレン廻りの落葉、土を取り除く。 ・取り除いた落ち葉等は、袋詰めにして処分する。 ・作業終了後は、作業報告書に作業前及び作業完了後の状態を記録した写真を添付して提出するものとする。

※床清掃・ガラス清掃（1回／年）の実施時期については、現地担当と別途打ち合わせの上、決定する。

※屋上ドレン清掃の実施時期については、5月と11月の年2回とし、実施日は現地担当者と別途打ち合わせの上、決定する。

※各場所に適した清掃方法で清潔に保つよう努めること。

※日常清掃において、時間的な制約から作業を全て遂行出来ない場合は、定期清掃において作業を完遂させる。

弘前労働基準監督署 清掃概要一覧表

清掃場所	設置階	面積 (m ²)	日常清掃		定期清掃 (床清掃)		備考
			ゴミ処理のみ	弹性床	繊維床		
署長室	2	26.04	毎日			年1回	
事務室	2	84.84	毎日			年1回	
事務室	2	29.34	毎日			年1回	
相談室兼更衣室	2	19.32	毎日		年1回		
事務室	2	19.32	毎日			年1回	令和8年度より追加
湯沸室	2	2.88	—	毎日	年1回		
会議室	1	52.08	毎日		年1回		
伝送機械室	1	28.52	—		—		
倉庫	1	4.5	—		—		
女子休憩室	1	26.04	—		—		
男子休憩室	1	15.12	—		—		
湯沸室	1	9.54	—	毎日	年1回		
障害者用トイレ	1	3.2	毎日		年1回		
男子トイレ	1	7.6	毎日		年1回		
女子トイレ	1	5.4	毎日		年1回		
女子トイレ	1	2.3	毎日		年1回		令和8年度より追加
階段	—	9.2	毎日		年1回		
廊下・ホール	—	47.04	毎日		年1回		
風除室	—	6.72	毎日				
玄関ポーチ	—	8.82	毎日				
野外施設(スロープ等)		20.48	毎日				
		428.3	354.12		177.9	140.22	

- ※ 弘前労働基準監督署・弘前公共職業安定所は同じ敷地内に隣接していること。
- ※ 弘前労働基準監督署・弘前公共職業安定所ごとに別箇に担当職員がいるので、それぞれの指示に従うこと。
- ※ 清掃範囲については別添「平面図」を参照のこと。

弘前労働基準監督署	設置階	面積 (m ²)	頻度	備考
ガラス清掃	—	96.94	年1回	・清掃範囲については別添「立面図」を参照のこと。 ・実施に当たっては弘前監督署・弘前安定所それぞれの庶務担当者と打ち合わせのこと。(※異なる日に実施しても差し支えないこと。)
屋上ドレン清掃	屋上	—	年2回	清掃範囲については別添「平面図」を参照のこと。 ※ドレン数は4か所。

弘前公共職業安定所 清掃概要一覧表

清掃場所 弘前公共職業安定所	清掃場所		日常清掃 ゴミ処理のみ	定期清掃 (床清掃) 弹性床 繊維床	備考
	設置階	面積 (m ²)			
所長室	2	35	毎日		年1回
庶務課	2	50.32	毎日		年1回
適用課	2	68.4	毎日		年1回
待合コーナー	2	18	毎日		年1回
選考兼会議室	2	88.05	毎日		年1回
相談室	2	16.41	毎日		年1回
耐火書庫兼資料室	2	22.2	—		年1回
書庫	2	27.35	—		電気室(図面上は書庫)はコンクリートたたき床のため清掃不要
休憩室	2	21.84	—		
紹介・給付事務室	1	257.22	毎日		年1回
待合コーナー	1	63	毎日		年1回
自己検索コーナー	1	53.6	毎日		年1回
男子トイレ	1	8.58	毎日		年1回
洗面所	1	7.26	毎日		年1回
女子トイレ	1	3.52	毎日		年1回
身障者用トイレ	1	3.24	毎日		年1回
宿直兼更衣室	1	14.85	—		
機械室	1	51.52	—		
湯沸室	1	5.32	—	毎日	年1回
男子トイレ	1	7.52	毎日		年1回
洗面所	1	4.36	毎日		年1回
女子トイレ	1	2.53	毎日		年1回
湯沸室	1	3.52	—	毎日	年1回
階段	—	10.42	毎日		年1回
廊下・ホール	—	112.42	毎日		年1回
風除室	—	10.8	毎日		
野外施設(ポーチ・スロープ等)	—	59.75	毎日		
		1027	889.24	789.48	51.41

※ 弘前労働基準監督署・弘前公共職業安定所は同じ敷地内に隣接していること。

※ 弘前労働基準監督署・弘前公共職業安定所ごとに別箇に担当職員がいるので、それぞれの指示に従うこと。

※ 清掃範囲については別添「平面図」を参照のこと。

弘前公共職業安定所	設置階	面積 (m ²)	頻度	備考
ガラス清掃	—	189.52	年1回	・清掃範囲については別添「立面図」を参照のこと。 ※原則として、玄関と各部屋の窓ガラスのみが対象であること。 ・実施に当たっては弘前監督署・弘前安定所それぞれの庶務担当者と打ち合わせのこと。(※異なる日に実施しても差し支えないこと。)
屋上ドレン清掃	屋上	—	年2回	清掃範囲については別添「平面図」を参照のこと。 ※ドレン数は9か所。

五所川原公共職業安定所 清掃概要一覧表

清掃場所			日常清掃		定期清掃 (床清掃)		備考
五所川原公共職業安定所	設置階	面積 (m ²)		ゴミ処理のみ	弹性床	繊維床	
所長室	2	24.84	毎日			年1回	
庶務課	2	24.84	毎日		年1回		
選考兼会議室	2	70.2	毎日		年1回		
男子トイレ	2	7.81	毎日		年1回		
女子トイレ	2	2.66	毎日		年1回		
湯沸室	2	4.77	—	毎日	年1回		
休憩室	2	8.94	—		—		
休憩室	2	9.2	—		—		
男子トイレ	1	11.14	毎日		年1回		
女子トイレ	1	13.42	毎日		年1回		
障害者用トイレ	1	4.68	毎日		年1回		
湯沸室	1	2.63	—	毎日	年1回		
書庫	1	9.2	—		年1回		
機械室	1	35.1	—		—		
倉庫	1	5	毎日		年1回		
印刷室	1	10	—	毎日	—		
紹介事務室及び待合室	1	442.64	毎日		年1回		
階段	—	15.64	毎日		年1回		
廊下・ホール	—	31.73	毎日		年1回		
風除室	—	12.48	毎日		—		
野外施設(ポーチ・スロープ等)	—	42.53	毎日		—		
		789.45	727.01		646.36	24.84	

※ 清掃範囲については別添「平面図」を参照のこと。

五所川原公共職業安定所	設置階	面積 (m ²)	頻度	備考
ガラス清掃	—	93.2	年1回	清掃範囲については別添「立面図」を参照のこと。 ※原則として、玄関と各部屋の窓のみが対象であること。
便器清掃（男女、身体障害者用）	—	—	年1回	便器11個
屋上ドレン清掃	屋上	—	年2回	清掃範囲については別添「平面図」を参照のこと。 ※ドレン数は9か所。

黒石公共職業安定所 清掃概要一覧表

清掃場所			日常清掃		定期清掃 (床清掃)		備考
黒石公共職業安定所	設置階	面積 (m ²)		ゴミ処理のみ	弹性床	繊維床	
所長室	2	25.83	毎日			年1回	
管理課	2	28.5	毎日			年1回	
適用係	2	30	毎日			年1回	
電気室	2	15.58	—		—		
書庫	2	31.62	—		年1回		
機械室	2	52.56	—		—		
男子更衣・休憩室	2	12.04	—		—		
女子更衣・休憩室	2	11.31	—		—		
印刷室	2	7.59	毎日		年1回		
湯沸室	2	23.43	—	毎日	年1回		
男子トイレ	2	6.82	毎日		年1回		
女子トイレ	2	7	毎日		年1回		
紹介給付事務室及び待合室	1	189	毎日			年1回	
車庫	1	23.4	—		—		
倉庫	1	11.4	—		—		
小会議室	1	13.44	毎日			年1回	
会議室	1	77.04	毎日		年1回		
障害者用トイレ	1	5.29	毎日		年1回		
男子トイレ	1	16.34	毎日		年1回		
女子トイレ	1	7.59	毎日		年1回		
階段	—	21.6	毎日		年1回		
廊下・ホール	—	90.93	毎日		年1回		
風除室	—	12.06	毎日		—		
野外施設(ポーチスロープ他)	—	51.63	毎日		—		
		772	645.71		347.96	286.77	

※ 清掃範囲については別添「平面図」を参照のこと。

黒石公共職業安定所	設置階	面積 (m ²)	頻度	備考
ガラス清掃	—	148.92	年1回	清掃範囲については別添「立面図」を参照のこと。 ※原則として、玄関と各部屋の窓のみが対象であること。
屋上ドレン清掃	屋上	—	年2回	清掃範囲については別添「平面図」を参照のこと。 ※ドレン数は2か所。